

調 達 公 告

一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。))を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年12月9日
智頭町鳥獣害対策協議会 会長 北村 直也
(公 印 省 略)

発注業者	事業名	令和7年度有害鳥獣侵入防止電気柵等資材購入事業		
	事業施行場所	智頭町大字横田地区		
	業務内容及び規模	有害鳥獣侵入防止柵（電気柵）5段　L=660m		
	期　間	契約日から令和8年1月30日まで		
	発注機関	智頭町鳥獣害対策協議会		
入札参加者の資格		入札参加者は、次に掲げる要件のすべてを具備していなければならない。 １．政令第167条の4の規定に該当しない者であること。 ２．入札日までに智頭町に対しての入札参加資格申請手続きが完了し、「令和7年度智頭町入札参加資格申請業者」に認定されていること。 ３．調達公告に定める当該入札の開札日が、智頭町長から指名停止措置(不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。)を受けた期間に含まれていないこと。 ４．調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者でないこと。 ５．他の入札者と次のいずれかの関係にある者でないこと。当該関係を有すると判明した場合、発注機関はその皆を当該関係を有する者に通知するものとする。なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除くすべての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。 ア　一の入札者(その代表取締役を含む。以下同じ。)が他の入札者の議決権保有者(その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。)である関係 イ　一の入札者和其他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係 ウ　一の入札者の代表取締役(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ)が他の入札者の代表取締役を兼ねている関係 エ　その他アからウまでの関係に準ずる関係 ６．個人または法人の役員などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しない者であること。 なお、暴力団等の排除のため必要な場合は、その者が暴力団等に該当するかどうかについて所轄警察署に照会することがある。		
入札参加方法	入札参加書類及び提出部数	上記に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次による申込書及び資料を提供し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。 １．一般競争入札参加申込書(様式第1号)		